



みくには  
ハートに愛

# みく に 便 り

8月29日(水)に「働き方改革関連法」をメインテーマとして、  
当社主催のセミナーを開催します。

今後の人事労務管理に役立つ内容となっておりますので、皆様には是非ご出席いただきたいセミナーです。

2018年8月1日発行 夏季休業：8月14日(火)・8月15日(水)

営業時間：平日 8時30分～17時30分

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム(バックナンバー)や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



## 「働き方改革法」 省令・指針の検討始まる

### ◆労政審の労働条件分科会で議論開始

6月29日に働き方改革関連法が成立したことを受け、必要な省令や指針などについての議論が7月10日、労働政策審議会の労働条件分科会で始まりました。まずは、残業時間や年次有給休暇(年休)などに関する部分の検討が始まり、国会でも与野党が激しく対立した高度プロフェッショナル制度(高プロ)が適用される職業や年収については、秋以降に検討が始められる見込みです。

### ◆まずは残業時間や年休から

働き方改革法で制度の具体化が委ねられた省令は62に及びます。10日の分科会では、罰則があり、企業のシステム改修などが必要な残業時間の上限規制や年休の消化義務などに関わる部分から第1段階として議論することで労使が合意しました。

### ◆第1段階の検討まとめは8月下旬めど

残業と休日労働の抑制については、法律で残業時間が「原則月45時間、年360時間」までと明記されており、新たな指針で残業を「できる限り短くするよ

う努める」ことなどを定めることで、罰則に至らない事例でも是正を求めて指導をしやすいです。

また、月45時間を超えて残業した働き手に対して健康確保措置を実施することを労使協定(36協定)に盛り込むことを省令で定めることになっています。第1段階の検討は8月下旬をめどにまとめられる見込みです。

## 8月の税務と労務の手続 提出期限

### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出  
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出  
＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞[労働基準監督署]

### 31日

- 個人事業税の納付＜第1期分＞  
[郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第2期分＞[郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付  
[郵便局または銀行]

## 70歳以上の高額療養費制度改正について

Q.現在70歳になる会社員です。持病があり、定期的に医療機関を受診していますが、8月より窓口での負担額が増える可能性がありますと聞きました。制度が変わるのでしょうか。

A.医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月（月の初めから終わりまで）で一定の上限額を超えた場合に、家計に対する医療の自己負担が過重にならないよう、その超えた金額を支給する「高額療養費制度」があります。毎月の上限額は、年齢が70歳以上かどうかや、所得水準によって分けられています。

ご質問にあるように、平成30年8月より70歳以上の方の上限額が見直しになります。この見直しは、昨年8月に第1段階目の見直しが行われており、今年は第2段階目の見直しとなります。所得で、①低所得者（住民税非課税者） ②一般所得者 ③現役並み所得者と3つに区分され、それぞれ個人ごとの外来の自己負担限度額と、世帯ごとの入院を含むひと月の上限額が設けられていました。今回の見直しでは、③の現役並み所得者の所得区分が3つに細分化され、区分Ⅰが課税所得145万円以上、区分Ⅱが課税所得380万円以上、区分Ⅲが課税所得690万円以上なり、それぞれの負担が異なります。まず、現役並み所得者（すべての区分）で、個人ごとの外来の自己負担額の上限57,600円がなくなり、69歳以下の方と同様に世帯ごとのひと月の上限額のみになります。区分Ⅰでは、これまでの世帯ごとの上限（80,100円（+α））と変わりませんが、区分Ⅱでは、上限が167,400円（+α）に、区分Ⅲでは、上限が252,600円（+α）となります（+αや詳細については厚生労働省のホームページでご確認いただけます）。また、②の一般所得者区分では、外来の自己負担限度額が14,000円から18,000円に上がります。大幅な引き上げとなりましたが、同じ世帯で同じ医療保険の保険証をお持ちの方が支払った自己負担額を1カ月単位で合算する「世帯合算」や、過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から上限額が下がる「多数回該当」という、負担を軽減する仕組みがありますので、こちらも確認してください。

これまでは70歳以上の方（住民税非課税の方を除く）は、入院など医療費が高額なる場合は、特に手続きをしなくとも窓口での支払いは自己負担限度額のみでした。しかし今年の8月からは現役並み所得者区分Ⅰ・Ⅱの方で、窓口での支払いが高額になる可能性のある方は、お持ちの保険証に記載されている保険者に対して、「限度額適用認定証」の事前申請を行う必要があります。交付された「限度額適用認定証」を医療機関窓口で提示をすると自己負担限度額の支払いで済みますので、この制度をご活用ください。

平成30年7月までの上限額

所得区分		個人ごと (外来)	世帯ごと (入院含む)
現役並み	Ⅲ 年収約1160万円～ 課税所得690万円以上 標準報酬月額83万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1% <多数回44,400円>
	Ⅱ 年収約770万円～約1160万円 課税所得380万円以上 標準報酬月額53万～79万円		
	Ⅰ 年収約370万円～約770万円 課税所得145万円以上 標準報酬月額28万～50万円		
一般	年収約156万円～約370万円 課税所得145万円未満 標準報酬月額26万円以下	14,000円 〔年間上限 144,000円〕	57,600円 <多数回44,400円>
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (所得が一定基準以下)		15,000円

平成30年8月からの上限額

個人ごと (外来)	世帯ごと (入院含む)
252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1% <多数回140,100円>	
167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1% <多数回93,000円>	
80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1% <多数回44,400円>	
18,000円 〔年間上限 144,000円〕	57,600円 <多数回44,400円>
8,000円	24,600円
	15,000円



※<多数回>の金額は過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額